

東海学生卓球聯盟規約

(名 称)

第 一 条 本聯盟ハ東海学生卓球聯盟ト称ス。

(目的・組織)

第 二 条 本聯盟ハ加盟校ノ親睦ヲ図リ卓球技術ノ向上並ビニ心身ノ錬磨ヲ以テ目的トス。

第 三 条 本聯盟ハ愛知・岐阜・静岡・三重四県下ニ於ケル大学、高専校卓球部及ビソレニ準ズルモノヲ以テ組織ス。

第 四 条 新加盟ヲ希望スル学校アル時ハ幹事会ニテ審議シ会長ノ承認ヲ得ルモノトス。

第 五 条 本聯盟ノ事務所ヲ当番校内ニ置ク。

(事 業)

第 六 条 本聯盟ハ左ノ事業ヲ行ウ。

- イ、東海学生選手権大会
- ロ、春期、秋期リーグ戦
- ハ、学生卓球順位ノ決定
- ニ、中等学校卓球大会
- ホ、其ノ他本聯盟目的達成ニ必要ト認メタル事業

(役 員)

第 七 条 イ、会長（適任者ヲ選出ス） 一名
ロ、副会長（ 〃 ） 一名
ハ、顧問 若干名
ニ、幹事長及ビ幹事
幹事ハ各校ニ名、幹事長ハ幹事之ヲ互選ス

第 八 条 役員ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨ゲズ。

(幹事会)

第 九 条 幹事会ハ幹事長必要ト認メタル時会長ノ名ニ於テ召集ス。

第 十 条 会長、副会長、顧問ハ幹事会ニ於テ推薦ス。

(役員会)

第 十 一 条 役員会ハ出席役員ノ三分ノ二以上ヲ以テ成立ス。
但シ事故アル場合ハ委任状ヲ以テ是ニ変フル事ヲ得。

(会 計)

第 十 二 条 本聯盟ノ経費ハ会費、加盟費及ビ寄付金ヲ以テ之ニ充ツ。

第 十 三 条 新加盟校ハ加盟費貳拾円ヲ収メルモノトス。

第 十 四 条 加盟校ノ会費ハ年額五拾円トス。

第 十 五 条 本聯盟ノ会計年度ハ四月一日ニ始リ、三月三十一日ニ終ルモノトス。

第 十 六 条 本規約ヲ変更セントスル時ハ役員会ニテ審議シ出席役員ノ三分ノ二以上ノ賛同ヲ要ス。